

社会課題解決スタートアップ企業応援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この事業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する寄附及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附の制度を活用し、社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業の経営基盤強化等に要する経費を補助することにより、創業初期から成長期にかけてのスタートアップ企業等が規模を拡大し、本県における社会課題の解決への一助となるほか、スタートアップ企業への理解促進を図り、広く地域全体で支援する機運を高めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱及び付随する要領において「スタートアップ企業」とは、革新的な技術やアイデアによってイノベーションを生み出し、これまでになかった製品やサービスを提供する企業や、自らの技術やアイデアにより社会課題の解決に挑戦する企業をいう。

2 この要綱及び付随する要領において「社会課題」とは、社会において発生し顕在化しているか、発生しているがまだ顕在化していない、解決に至っておらず解決に向けて取り組む必要のある課題をいう。

3 この要綱及び付随する要領において「個人版ふるさと納税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する寄附をいう。

4 この要綱及び付随する要領において「企業版ふるさと納税」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附をいう。

（事業の内容）

第3条 知事は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、スタートアップ企業等から補助事業計画の提出を受け、審査のうえ採択を決定したものについて、予算の範囲内において、別に定める要領に基づき、社会課題解決スタートアップ企業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、栃木県内に本店又は事業所を設置しているスタートアップ企業等とし、詳細は別に定める。

（交付対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、スタートアップ企業等が実施する、社会課題の解決に資する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

（申請等）

第7条 本事業による支援を受けようとする者は、別に定める要領に基づき、申請書を知事

に提出するものとする。

（補助対象者の決定）

第 8 条 知事は、前条の申請書を受理したときは、当該申請を審査することとする。

- 2 補助対象者に関する審査を補助するため、外部有識者や学識経験者等からなる審査委員会を設置する。
- 3 前項に規定する審査会の設置及び審査基準については、別に定める。
- 4 知事は、認定が適当と判断された事業に対し、交付対象事業として認定を行い、認定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、認定が不適当と認めたときは、事業を認定しないものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第 9 条 前条により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定に係る事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更する場合は、すみやかに変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 認定事業者は、認定事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ、中止又は廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ事業認定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（認定の取消）

第 10 条 知事は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、第 8 条第 4 項による事業の認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

- （1）認定事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）認定事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- （3）事業認定後生じた事情の変更等により、認定事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（資金の調達）

第 11 条 知事は、栃木県ホームページや栃木県が契約するふるさと納税ポータルサイト等において認定事業を掲載し、別に定める要領に基づき、募集期間を定めて寄附金を募り、資金の調達を行う。

（予算措置）

第 12 条 前条により寄附として受領した寄附金は、個人版ふるさと納税においては、寄附金額からふるさと納税ポータルサイト運営事業者への手数料等その他事務手続きに要する費用等を差し引いた額を、企業版ふるさと納税においては、寄附金額の全額を、栃木県スタートアップ企業応援基金条例（令和 7 年栃木県条例第 4 号）により設置する栃木県スタートアップ企業応援基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

- 2 個人版ふるさと納税及び企業版ふるさと納税以外の寄附金については、寄附金額の全額

を、基金に積み立て、本事業に活用することができる。

（交付額の決定）

第 13 条 知事は、第 12 条の規定により積み立てた寄附金額の範囲内で、認定事業者に交付する額を決定し、その額を速やかに認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 認定事業に対する補助は、寄附募集年度の翌年度の予算成立後に行うものとし、交付申請等の手続きについては別途定めるものとする。

（推進指導等）

第 15 条 知事は、事業の円滑な推進を図るため、必要な指導、助言等を行うものとする。

（その他必要な事項）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象経費
研究開発費、設備導入費、人件費（保険料を含む）、広告費、消耗品費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、手数料、その他知事が必要と認める経費